

一層の経営体質の強化を図ってまいります。

ペイオフとは

「ペイオフ」とは万一金融機関が破綻した場合に、その金融機関に代わって、預金保険機構が預金者に「預金者1人当たり元本1,000万円とその利息等」を「保険金」として直接支払うことです。

なお、1,000万円を超える元本とその利息等については、その金融機関の財産状況に応じて預金者に支払われ、全てカットされるわけではありません。

北陸銀行、北海道銀行にそれぞれ預金がある場合

北陸銀行と北海道銀行は銀行ごとに別々に預金額を計算するため、一行につき預金者1人当たり元本1,000万円とその利息等が保護されます。

当社グループの取り組み

経営の安定性を示す自己資本比率(連結)は平成17年3月末で8.33%となっており、子会社の北陸銀行は8.42%(単体)、北海道銀行は7.28%(単体)であり、国内業務を営む金融機関に求められている基準(4%)を十分余裕を持ってクリアしております。

今後も引き続き、皆さまから信頼され、安心してお取引いただけますよう、「経営の健全化のための計画」の着実な実行により経営体質のさらなる強化を図ってまいります。

また、経営内容について、ディスクロージャー誌の充実を図るとともに、広報活動やホームページを通して積極的に情報開示を進めてまいります。

預金保険制度で保護される預金等の範囲

	平成17年4月以降
普通預金、別段預金のうち利息のつかない決済用預金(注1)および当座預金	全額保護
上記以外の普通預金、別段預金	合算して元本1,000万円とその利息(注3)を保護 1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)
定期性預金、定期積金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、ビッグ、ワイド等(注2)	
外貨預金、譲渡性預金、ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)

(注1) 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。

(注2) このほか、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(注3) 定期積金の給付補填金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。